

西松浦地区合併協議会 議事録

(第二回)

日時：平成16年11月22日
会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 14時00分 ）

○局長（ 福島 清人 ）

こんにちは。定刻になりましたので只今から第二回の合併協議会を開催させて頂きたいと思っております。会を始めます前に、今日の資料、会議次第と参考資料（別冊）それと席次表、この三つがございます。確認をお願いしたいと思っております。

それでは、始めに会長にご挨拶を頂き、引き続き会議の進行をお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんこんにちは。本日は第二回の西松浦地区合併協議会の開催をお願いしましたところ、皆様方には大変、お忙しい中にお集まり頂きましてありがとうございます。これから精力的に協議会、専門部会あるいは小委員会を開催することになります。大変厳しい、また煩雑なことになろうかと思っておりますけれども、皆様方の英知を結集して、審議をお願いしたいと思っております。どうか最後までよろしくご協力の程お願い申し上げます。

それでは、会に入りたいと思っておりますが、只今の出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、第二回西松浦地区合併協議会を開催させて頂きます。審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員として、今村委員さんと西有田の久保田委員さん、お二人をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではよろしくお願い致します。

ではさっそく議題に入らせて頂きます。

最初は、1の幹事会の報告事項を江崎幹事長からお願い致します。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは1ページをお開き頂きたいと思っております。第一回幹事会における協議等の結果について報告をさせて頂きます。平成16年11月17日に第一回幹事会を開催し、協議および調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会、幹事会規程第6条の規定により報告を致します。

1. 第二回協議会協議事項について確認事項でございますが、
第二回協議会へ提案する協議事項について、協議第20号 西松浦地区合併協議会小委員会規定の改正、第21号 合併の期日、第22号 地方税の取り扱い、第23号 財産の取り扱い、第24号 町名・字名の取り扱い、第25号 介護保険制度の取り扱い、第26号 農林事業の取り扱い、第27号 生涯学習・スポーツ事業の取り扱い、第28号 新町建設計画についての提案内容および参考資料を調整いたしました。
2. その他でございますけれども、
 - (1) 協定項目提案の変更等について確認事項でございます。
協議会へ提案する項目の、提案時期変更等について協議・調整いたしました。
その内容につきましては、第二回に予定しておりました国民健康保険事業の取り扱いを、第三回に変更させてもらいました。
 - (2) 新町建設計画の策定について確認事項でございます。
新町建設計画策定に係る、スケジュール等について協議・調整いたしました。内容につきましては早急にコンサルタントの委託業者を選定し、小委員会で策定について調整を諮るというものでございます。以上報告を終わります。

○会長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございました。只今江崎幹事長から幹事会の報告がありましたが、このことについて何かご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

はい。意見もないようでございますので、幹事会の報告については、了承されたものと致します。次に議会の議員の定数および任期の取り扱い、検討小委員会の報告を田代委員長からお願いします。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

それでは2の1ページをお開きください。第一回議会の議員の定数および任期検討小委員会における協議等の結果について報告をさせていただきます。平成16年11月15日に第一回会議を開催しましたので、西松浦地区合併協議会小委員会規程第7条の規定により、下記の通り報告を致します。

1. 定数特例および在任特例の適用の有無について確認事項。

両町議会の検討の結果として、適用するべきではないとの報告がありました。この件については、第二回任意合併協議会10月29日開催されました委員会にて、経費節減などにより適用しないことが望ましいとの意見が大半を占めていたこともあり、在任特例および定数特例の適用については、小委員会の結論として、適用すべきではないとすることを確認を致しました。

2. 選挙区の設置の有無について確認事項。

両町議会の検討の結果として、有田町は選挙区を設けず、新町全域を区域とする意見が圧倒的に多いこと、西有田町は小委員会に任せるとの報告がありました。委員の意見としては、合併し新しい町を作る意義から選挙区を置くべきではないという意見や、一回のみは選挙区を設置するべきではないだろうか等の意見がありました。最終的に小委員会としては、合併の意義から選挙区を設けない方向ではあるが、次回に決定することになりました。

3. 新町の定数についてですけれども、確認事項。

有田町議会の検討結果として、20から22人程度でどうだろうかとの報告があり、西有田町議会からは、26人以下で小委員会に任せるとの報告がありました。委員からは26人では受け入れられないという意見等もあり、最終的には先進事例の、住民ひとりあたり数を参考に18ないし22人を基本に、次回に決定することになりました。

4. 報酬の方向性について確認事項。

若い人が議員になるためにも、額を上げるべきではとの意見、現状のままを維持するべきとの意見がありましたが、定数との関連から、次回の折に方向性について決定することになりました。以上で報告を終わります。

○会長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今田代委員長から小委員会の報告がありました。このことについて何か質問等ございませんでしょうか。ございませんか。いかがでしょうか。

それでは意見もないようですので小委員会の報告については了承されたものと致します。

それでは早速協議事項に入らせて頂きます。

最初は協議第20号 西松浦地区合併協議会小委員会規定の改正について、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（ 原口 誠 ）

はい、ご説明を致します。資料の3ページからでございます。小委員会規定第2条第2項に規定しております、小委員会の設置について、資料5ページの別表に記載しております通り、新町建設計画策定小委員会を追加するものでございます。委員の定数は12人、所掌事務は、新町建設計画の策定に関することでございます。小委員会規定の改正について以上の通りご提案を申し上げます。よろし

くお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

只今事務局からこの小委員会の規定について説明がありましたが、何かこれについてございませんでしょうか。

はい、蒲地委員さん。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

新町建設計画小委員会の委員の定数は12人となっております。この計画は「合併をして、どのような町を作るか、町民の為にどのような町にしたらいいのか」というのを検討するわけですが、12人じゃなくて、議会から出ます委員の1名を二人とし、14人の委員構成とするのがいいのじゃないかということをご提案致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

只今、蒲地委員の方からご提案がありました。新町建設計画策定小委員会原案では、委員の定数を12名となっているのを14名にしてほしいということですね。これについてどうでしょうか。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

只今、有田町の方から提案がございました。12名を14名にすること、その定員の数については、私個人もわかりませんが、より多くその会議の場に入って行けるということにつきましては、私共も賛成でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（ 岩永 正太 ）

只今西有田の諸隈委員さんからもそういうお話がありました。一応それでは皆さん方どうでしょうか。14という変更でよろしゅうございますか。そうしますと・・・はい、どうぞ。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

今の定数を12人を14名ということですが、この委員のメンバーの方も、ちょっとまだ把握をしておりませんが、どなたが増えられるのか、その辺を詳細をお願いします。

○会長（ 岩永 正太 ）

はい、そうですね、失礼しました。委員のメンバーを事務局から。

○事務局長（福島 清人）

はい、お答えを致します。今12名ということで提案を致しておりますけれども、この委員さんの選任については、会長の選任事項でございまして、事務局の方からという風なことは考えていないわけですが、ただ今まで専門部会・幹事会あたりで協議してきた内容をご説明致しますと、住民代表の4名さんと副議長さんと助役さん、この方たちにお願ひできればということで、12名ではどうだろうかという風なことを考えていた訳です。今、14名という風なことで、ご意見がございました。そういうこととなりますと、住民代表4名さんと議長さん、副議長さん、助役さんと7名ずつの14名という風なことになろうかと思ひます。

○会長（ 岩永 正太 ）

只今、幹事会の流れと、それから急遽こういう形に変更になるということで、議長さん二人をそのメンバーに加えようということなんです。我々首長二人をメンバーから除くということになると思うんです。それではこういう案でよろしゅうございますか。

そうしますと、この規定を修正をしたいという風に思います。別表第2条関係の、この5ページのところです。下の新町建設計画策定小委員会12名を14名ということで、訂正をしていただきたいとします。そういうことで、この合併協議会の、小委員会の規定の改正についてはこれでよろしゅうございますか。

はい、それでは、只今5ページの修正をかけた部分を承認するというのでいきたいとします。よろしゅうございますね、はい、ありがとうございます。

それでは協議第21号 合併の期日についてのことを事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第21号 合併の期日について次の通りご提案申し上げます。

合併の期日は、平成18年3月1日とする。これまで任意協議会で第二回の任意協議会の中で、この合併の期日につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の経過措置の期限内を目標とすると言う風なことで、平成18年3月31日以内を目標とするという、幅のある確認事項でございました。今度法定協議会に移りましたので、確定した日にちを提案する必要があります。平成18年3月1日という風なことでご提案したいとします。尚参考資料につきましては、事務局担当の方より補足説明を致します。

○計画調整班班長（川久保 常德）

別冊参考資料をご覧ください。

1ページ目になります。留意事項としまして、左側の1番目の留意事項ですが、

まず一番目として様々な手続きがあります。四行目ですけど、相当の日数を要することとなることから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要があります。

次に二番目ですけれども、住民サービスや各種事務執行などに出来るだけ支障のない、少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われまます。

次、三番目、先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められております。

四番目ですけれども、市町村の合併の特例に関する法律の期限と申しますか、17年の3月31日までに、市町村が議会の議決を経て、県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用するといったものになっております。これは合併特例法のさまざまな財政支援措置あたりが適用になるといったものになります。今の（4）を右側の図式で説明しますと、枠がず一つとあります、この中で四番目に合併関係議案の提出、これが議決されました後で、県知事へ合併申請書の提出を行います。ここまでが17年の3月31日、来年の3月31日までに申請を行えば、合併特例法に関する支援措置の支援が受けられると、いったような状況になっております。

次に2ページが合併の期日による比較になります。この現在で調整内容として、3月1日という風にしてあります。この表でいけば一番下になります。右側の長所・短所というところで、電算システムの整備・統合等にかかる合併準備期間が十分確保出来るといったことで、合併準備期間について重点をおいた、期日の設定ということになっております。

次に3ページ目が先ほど申し上げました合併特例法の、主な支援関係と実組織関係の内容等になっております。

次に4ページで、期日につきまして想定される合併の期日について、一応案としてここに出しておりますが、この中で3月1日ということで、調整内容に致しております。4列目の設置選挙の期限日あたりにつきましては、50日以内の選挙ということですので4月の19日が期限になりまして、選挙の予定日としては4月の16日、日曜日の選挙ということですので、4月の16日ということに予定になります。あと新年度の準備期間、旧町と新町の決算の関係とか、合併準備期間を十分に確保出来るとか、そういった理由から、3月1日ということで設定をしております。

以上説明を終わります。

○会長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。これについて何かご意見やご質問ございませんでしょうか。どうぞ遠慮なくご質問等承りたいと思います。よろしゅうございますか。いいですか。

それでは異議がないようですので、合併の期日については原案通り合併の期日を、平成18年3月1日ということで承認してよろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは協議第21号の合併の期日について原案通り承認することと致します。

次に進みます。協議第22号 地方税の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第22号 地方税の取り扱いについて、で御座います。資料の7ページで御座います。地方税の取り扱い

1. 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。
2. 都市計画税は、合併までに調整する。
3. 納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。
4. 前納報奨金制度は、有田町の例による。
5. その他2町で差異のない税制については、現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。

以上ご提案申し上げます。尚参考資料に基づきまして、担当より説明申し上げます。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

説明いたします。別冊参考資料の5ページをお願い致します。

協議第22号 地方税の取り扱い。

5ページにつきましては参考法令と致しまして、地方税法それから市町村の合併の特例に関する法律を抜粋して載せております。

6ページをお願いします。6ページから7ページにかけて個人町民税を載せております。7ページの課題問題点の所をお願いします。課税内容につきましては、特に問題はございません、納期が一部異なるといった状況です。調整内容と致しましては、個人町民税の課税内容については現行の通りとし、納期については合併までに調整するとなっております。

続きまして8ページ、法人町民税です。法人税割が異なっているという状況です。有田町が法人税額の14.5%、西有田町が法人税額の12.3%となっております。調整内容と致しまして法人町民税は新町における健全財政の確保から有田町の例による。但し合併する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整するとなっております。

続きまして9ページ、固定資産税です。固定資産税につきましては、課税内容につきまして特に問題はございません、納期が一部異なっているといった状況です。調整内容は固定資産税の課税内容に

については現行の通りとし、納期については合併までに調整するとなっております。

続きまして10ページ、軽自動車税です。これにつきましても課税内容に問題はございません。納期が一部異なるといった状況です。調整内容は軽自動車税の課税内容については現行の通りとし、納期については合併までに調整するとなっております。

続きまして11ページ、町たばこ税です。これにつきましても問題はございません。調整内容は、町たばこ税は現行の通りとするとなっております。

続きまして12ページ特別土地保有税です。これにつきましても両町特に問題はございません。調整内容は特別土地保有税は現行の通りとするとなっております。

13ページ都市計画税です。制度があるのは有田町のみ、西有田町につきましても制度がございません。調整内容は、都市計画税は合併までに調整するとなっております。

続きまして14ページ、納税貯蓄組合です。制度があるのは西有田町のみ、有田町につきましても16年度から廃止されているといった状況です。調整内容は納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整するとなっております。

15ページ前納報奨金制度です。上記、上半分ぐらいに示しております表が、平成15年度の納期前納付の状況です。下のほうに載せております表が、前納報奨金の交付率ということで、有田町につきましてもは交付額が0.5/100、100円未満の場合は交付しないと。限度額が5万円という状況です。西有田町は交付額が0.8/100、10円未満は交付しないと。限度額が10万円といった状況となっております。調整内容につきましてもは、前納報奨金制度は有田町の例によるとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。どうですか、ございませんか。ないようでしたら原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第22号の地方税の取り扱いについては原案通り承認することと致したいと思っております。次に進みます。

協議第23号 財産の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第23号 財産の取り扱いについてご説明を申し上げます。資料8ページでございます。

財産の取り扱い、2町の合併に当たっては、基本的に全ての財産を新町に引き継ぐものとする。ただし、それぞれの地方債残高（合併前からの継続事業分を含む）については、両町民間で共有できる施設整備等で生じたものを除いた残額について、合併後、おおむね10年以内に当該旧町の標準財政規模に占める割合で平準化を図ることとし、新町建設計画等に反映させるものとする。

また、基金の中で財政調整基金及び減債基金については、新町の財政運営の配慮から、標準財政規模の最低5%を合併時に持ち寄るものとする。

その他の基金については、一元化できる基金は新町において速やかに調整・統一し、それ以外の基金については「地域限定基金」とする。尚この財産の取り扱いにつきましてもは、10月4日の第2回の任意協議会で一部修正を確認をされているところでございます。そのときには、まだ住民代表の委員さんもお出席ではありませんでしたので、細部にわたって参考資料に基づき担当より説明申し上げます。

○計画調整班班長（川久保 常德）

参考資料の16ページになります。財産の内容につきまして若干説明させて頂きたいと思ひます。まず16ページが、両町の固有財産ということで土地と建物になります。有田町につきましては土地が山林とか幼稚園、小学校、役場、消防施設等すべて合わせまして、一番下になりますが、381万6375平方メートルあります。あと建物の延べ床面積が、木造と非木造に分けて、ご覧の数あります。西有田町につきましては、土地の合計が420万9337平方メートル、建物については、ご覧のとおりになります。

あと(2)出資による権利・有価証券等になりますけれども、出資金・出捐金・株券合計合わせまして、有田町が6億7589万8000円、西有田町が8746万3000円程ございます。次17ページです。2の物品ですが、ここに公用自動車等について台数を記載しております。あとこの他にも通常の物品関係、それと有田町につきましては、美術品関係あたりがあります。次、三番目の基金、基金についてはいわゆる役場の貯金といったものになると思ひますが、一般会計・特別会計・公営企業会計合計で18億5114万3000円が有田町、西有田町が38億7522万8000円というようになっております。これは15年度末の現在高です。地方債につきましても、有田町が合計の133億2454万1000円、西有田町が65億8709万2000円といったような状況です。この基金と地方債については後ほどまたご説明いたします。次に、五番目の債務負担行為です。この債務負担行為といいますのは、次年度以降の債務が発生するものといった風に考えて頂ければいいと思ひますけれども、有田町が1億1950万4000円、西有田町が2億4485万1000円といったような状況です。

次のページ、18ページのこれが両町の基金の明細といったようになります。先ほど調整案にありました財政調整基金と減債基金というものが、左側に番号を打っておりますけれども、1番2番のこのようになります。これを標準財政規模の最低5%を合併時に持ち寄るといふ調整内容に致しております。3番から以降については、ある特定目的基金ということで、目的をもった基金の積み立て額といったものになります。

次に、19ページですが特別会計としまして、国民健康保険会計あと介護保険特別会計、公共下水道会計それと宅地造成事業ということで、両町それぞれに基金関係があります。それと公営企業として病院事業、これは西有田町のみですけれども、上水道事業ということで、ご覧のような基金の積立金があるといったような状況です。

次に、20ページですが、地方債の明細ということで掲げております。現在の地方債の明細は先ほど申し上げた通りです。明細としてこのような借入額が残っていると。15年度末の現在の借入額が右の方に掲載をしておりますけれども、ご覧のような状況で残っているとといったような状況です。

次に、21ページに先ほど申し上げました特別会計、下水道とか上水道、病院事業関係についても借入額があるといったような状況になります。

22ページに調整内容にあります標準財政規模ということで、少し太字の文字で書いておりますけれども、標準財政規模ということで、有田町が15年度で28億9170万5000円、西有田町が23億1176万5000円という数になります。

この標準財政規模がどういったものかといいますと、ひとつ飛びますが24ページ、初めての方は、非常にわかりにくいと思ひますが、いわゆるこの表でいきます一番下の標準財政規模と言う風に書いております、これについては、左側からいきますけれども地方税とか地方消費税交付金などが含まれて、地方贈与税・交通安全対策交付金これは国から来る分になります。あと普通交付税、これは町の財政規模に応じて国から交付されるものですが、これの合計額が標準財政規模といわれるものになります。右側の下に、標準財政規模ということで、いわゆる地方公共団体の、一般財源の標準規模を示すものになります。一般財源といいますのは、要するに自由に使えるお金ということで考えて頂ければいいと思ひます。例えば道路事業とか農林事業をする場合に、県からの補助金

とか国からの補助金とかそういったものがありますけど、それは農林事業とか道路事業にしか使えないというもので、それが特定財源と言う風な言い方をしますけれども、それとは別に自由に使える額と言う風なことで一般財源といったものになります。これの地方公共団体の標準的な一般財源の額を表したものが、標準財政規模という言い方をします。これの標準財政規模の占める割合で、地方債については平準化を行うといったもの、調整内容というものに致しております。

もう少し詳しく言いますと、ちょっともどりますけれども、23ページに書いております。左側の方が基金の額になりますが、先ほどの表をまとめたものになります。一般会計・特別会計・公営企業会計がご覧の基金の現在高があります。これを合計しますと、有田町と西有田町がご覧の金額で人口一人あたりが有田町が12万6000円、西有田町で36万8000円といったような状況です。右側が地方債の借り入れ残額といったような形で、総合計として、これは地方債の中にも交付税措置ということで、国からいわゆる補助といった形で毎年借り入れの償還額に対して交付税措置がなされます。この金額がある程度見込み額ということで、有田町が57億5800万、西有田町が29億5100万ということでこれを差し引きまして実質的な負担現在高というのが、有田町で78億1949万、西有田町で37億1006万9000円ということで人口一人あたり有田町で60万3000円、西有田町で39万7000円といったような状況になっております。これは15年度末になります。ここに最後に書いております標準財政規模に対する割合というのが、有田町で270.4%、西有田町で160.5%といったような状況になります。調整内容でいいます標準財政規模に占める割合で、平準化を図るとというのがこの標準財政規模に対する割合をある程度両町で同程度にもっていくといったようなことが、調整内容といったようになっております。

以上、次のページ、25ページ26ページあたりに若干各文言の説明を載せております。

以上説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。ちょっとこれ数字が細かくて項目が多いものですから、大変だと思いますけど。何かご質問ございませんか。ご意見等ないですか。どうでしょうか。はい、どうぞ。

○3号委員（川内 雅博）

ここに出ております標準財政規模に占める割合で、平準化を図るとということで、%を両町書いてありますけど、具体的に平準化というのはどういう方法をとられるわけですか。

○議長（岩永 正太）

事務局ちょっと説明を。はい、局長

○事務局長（福島 清人）

はい、ご説明を申し上げます。

23ページに標準財政規模に対する割合、有田町が270.4%、西有田町が160.5%という風なことで、110%ほどの開きがございます。この110%西有田町の標準財政規模で換算いたしますと、25億と言う風な数字が出てくるわけがございます。こういったこの25億、これは単純な差でございます。しかしここに書いておりますように、これは両町民間で共有できる施設整備等で生じたものを除いた残額と言う風なことをうたっておりますので、これが単純にこれだけの差があるかと言う風なことは言えないという風に考えております。ですから、この差がどのような形になるのかと言う風なことを、今から財政担当者の協議の中で、これまで地方債、つまり借金をしてきたこの事

業については両町間で共有できるものですよと、ですからこれについては差し引きましょうと。単独で有田なら有田だけにしか使えない借金、これはそのままですよ。ですからその内容についてもっと精査をする必要がございます。今回ここで決めておりますものは、基本的な取り決めでございまして、後の内容・数字そういったものはこれから詰めていくという風なことになります。そのことを詰めると同時に、そのことを解決するために新町建設計画の中でそれを反映させていくという風なことでございまして、端的に言えば新町建設計画の中で、ある事業推進あたりを図っていく中では少し有田町にこらえていただいて、西有田町の方に少しシフトという風な形も出てくるかもしれません。そういう考えでおります。

○議長（ 岩永 正太 ）

おわかりいただけましたか。一つの例をとりますと例えば水道事業で、これから一緒になりますと新たに有田で水道の設備を整えるということになって、借りるときは有田で借られるかもしれません。しかしそれは両町今度一緒になって使えば、その費用は両町で持ちましょうと。あるいは今までダム建設で私たちが竜門ダムに負担金があるとすれば、それについて。それから有田のダムでもうすでに有田第二ダム等を建設されております。そういう費用については一緒になれば、それぞれが出し合うと。これはもう水を共有しますから。だけどそうではなくて個々にずっと今まであって、それぞれの地域で使えるものがあってその借金については一応それぞれの借金なりそういうものとして取り扱うということになると思いますけれども。一緒に皆さんが使えるものについては、今までのやつもある程度精査をして、その中ははずすものははずして、改めて計算をしましょうということですけど、ちょっと少しこれについては時間がかかるかもしれません。基本的に原則として10年を目途に平準化をはかりましょうかということのようです。どうでしょうか。何かまたご質問がございましたら、せっかくの機会ですから。はい。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

この表で二つほど西有田さんと有田さんで差異があるみたいなんですよね。直接的な差異があるのが。あとは納期だけみたいなんですけど、できたら同じ町になるわけですから、境目で色々差異が出ないような形を。都市税とか有田にしかないものをそのまま残すと、新しい町に引っ越してこられた方が隣は高うして、こっちは安かと言う風な。できれば差異がでないような形をお願いをしたいというのがありますけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

すみません。これは、今持っている両町の財産をどういう形で運営をするのか。借金もそうですけどネ。その段階ですので、税の話は先ほど出ましたとおりに、できるだけそれは一つの特例として、三年間とか五年間は、旧町の場合の税率でいいということもあるんですけど、しかしそれは今、調整案をずっとあげてきました。ああいう形でいきますし、出来るだけ早い時期に、今おっしゃったとおりに同じ町民として、同じ金額にいくと思いますが、ただそれには、そういう時間をとってといいたいでしょうか。年数をとって調整をしていくと。それは合併の特例法の中に、許されている範囲があるんです。と言いますのは、逆に今度は低い方は、今おっしゃったように高い方と一緒に一挙に一緒に収めないといけないということになると非常に苦しいという問題があります。ですからその辺を時間をかけて調整をとっていくという。これは一つの、合併の法律の中でそういうものも設けられております。しかし最終的には一緒ですから、同じ町民ですから、同じ形でいくということになると思います。その辺はご理解頂きたいと言う風に思います。

○3号委員（久保田 勉）

平準化そのものがなかなかわからんとですけれども、私なりに解釈して、清六の所ですか？社会福祉協議会の素晴らしい建物が出来ておりますね。ああいうあたりが合併したあかつきには旧西有田の方もおいに使って、そのかわり負債についてはお互いに出し合っていきましょうというそういうことですか。

○議長（岩永 正太）

まさにそのとおりです。これから、事務所は西有田に決まりましたけれど、例えば仕事の分担とか色々調整はとります。例えば今おっしゃった施設については、西有田町も職員を送り込んでそこを使って頂くということになりましょうし、これは両町、共にぜひ使わせて頂きたい。そうなりますとこれまでの建設費用についての、ものについては両町で一緒に払うという感じになりますので、だからその辺は地方債の中から外れるということになるろうかと思えます。その辺はそういう形で事務局といましようか、これから幹事会等で十分検討をさせて、精査をして、その後皆さんにもご報告すると。どうでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。はい。

○2号委員（蒲池 豊）

そのようなことを新町の建設小委員会でもはかるということになるわけですね。そうですね。はい。

○議長（岩永 正太）

その通りです。その中で色々検討がなされると思えます。それでは只今の、23号の財産の取り扱いについては異議がないようでございますから、原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第23号の財産の取り扱いについては原案通り承認することに達したいと思えます。

それでは次に協議第24号 町名・字名の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議事項第24号 町名・字名の取り扱いについてご提案申し上げます。

1. 字の名称及び区域は、現行のとおりとする。
 2. 有田町の中部、西部及び西有田町における住居表示の実施については、新町において検討する。
- 以上ご提案申し上げますけれども、詳細について、参考資料に基づき担当より説明いたします。

○計画調整班班長（川久保 常德）

参考資料の27ページになります。ご覧のように有田町につきましては、例えば泉山1丁目・2丁目、中樽1丁目等につきまして住居表示法に基づく住居表示がなされているところであります。西有田町につきましては7つの大字で区切られている住所の名称になっております。課題問題点としまして、大字名等については同一名称はございません。有田町の一部で住居表示がなされているところであります。28ページに具体的な調整内容でいきますと、ここの表のとおり有田町については基本的にかわりません。西有田町については、町名が合併時に有田町に変わるといったような状況になります。以上説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたけれども、ご意見・ご質問等ありませんか。はい、田代委員さん。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

この件について新町において検討すると言う風になっておりますけれども、現在有田町では非常に中部乙何番地・丙何番地ということで、部落名がないことで非常にわかりにくい点がありますので、出来れば合併と同時に、そういうことができないものかどうかお尋ねしますけれども。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは事務局から。

○幹事（ 中村 敏則 ）

確かに委員がおっしゃるように、有田の町民の方、それから有田に観光に訪れた方などから現在の中部甲・乙・丙、西部甲・丁というのはなかなかわかりづらいというようなことで、通称町名でなんとかできないかというようなことを、有田の議会の方でもそういう質問も受けております。一応こうい話が出ましたので、県の市町村課の方にお尋ねをしておるところです。一応市町村課の副課長さんも、この件については国の方に問い合わせしてみようというようなことで、返事はまだ頂いておりませんが、そういう状況でなんとかできないかというようなことを一応考えてはおります。どうしても出来ないということであれば、法的にどういう理由でもってそういうことが出来ないのか、住居表示と言えば、家にずっと番号を打っていくわけですけど、上有田地区の方は家が密集しておりますので、区切りが大変しやすいんですけど、有田または西有田の方も含めると、どっちかと言えば各地域が広いものですから、例えば田んぼの真中に一軒家がポンと建っているようなのを、何丁目何番地第1号とかいった時に、その一角の中にすぐ隣に家が建てば2号でいいですけども、大体2号・3号・4号という番号を打たんといかんとですけど、まだどうなるかわからないと、どういう風な家の建ち方になるのかわからない。それと1号があつて、とんでもないところに二軒目の家が建つてそれが2号にしてそれでいいのか、地番があつちこつちとびますので、ただそういう風にして、有田の中部・西部地区というのはどっちかかという地域性が広いところがありますので、なかなか法的な住居表示というのが出来ないでいるということなんです。これをちゃんとした住居表示するとすれば、相当な金額がかかるんじゃないかと思っております。

一応上有田地区が住居表示するのも、大体4000万ぐらいかかっておりますので、例えば有田の中部・西部地区で西有田のことをすれば、相当な金額がかかってくると思います。ただ私たち職員も仕事上ここにありますように、例えば西有田町さんの場合だったら、山谷の甲とか乙とかいうのがありますがどの辺かわからないわけですね。それと大木も甲・乙ありますが、例えば大木宿とか広瀬とか立部とか仏の原とか楠木原とそういう風に言われたほうが、私たちもわかりやすいですよ。確かこれは有田から見ればそうですし、西有田の職員さんから見れば、西部甲というのはどこのあたりやろうかと言う風で、なかなか職員同士でもわかりにくいところがあるんじゃないかと思ってるんですけども、できたら田代委員さんがおっしゃったように、合併と同時に出来ることが可能であれば、それが一番ベストではないだろうかという風に思っております。

一応県の方にも有田の地図とか持って相談に出てこんですかという風なことをしておりますので、なるだけ時間を見つけて担当者と一緒に出かけに行って、どういう方法が一番いいのか、有田も約50年ぐらい前に合併したときに、中部・西部という別け方になっておりますから、その辺がどういう風にして出来たのか。昔の住所を見ていたら、東有田村から東有田町になってずっと甲・乙・丙でずっと番号がして。その時もやっぱり通称町とかなんとか入ってないですもんね。ずっと昔のも。ですからどういう風に通称町というのがはっきり法的にできるのか。ただ便宜上そういう名前を入れていっちょくのか。その辺もう少し十分に検討していかなばい、そういう風な状況にあるんじゃないかと思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありました。他にご質問。ちょっと私たちも、例えば有田町西部となるわけでしょう。実際今度は、西有田の今の山谷なんか西部になるわけですね。ですからちょっと奇異な感じはしますね。だから出来れば、これを機に西有田も集落名があるんですよ。行政区名が。上山谷とか下山谷とか仏の原とか。あれはどうしても使いたいという、たぶんあれがあると思います。できれば、そういう形でひとつ事務局の方で検討して頂いて、しかもこれは県・国ありましようけど、なにかいい方法が出来れば、この機会に一つ知恵を絞ってやっていってほしいなという気がしますが、みなさんどうですか。

○3号委員（ 久保田 勉 ）

今の件ですけれども今隣の助役に、こそこそと聞きよったわけですけど、なんといいましても旧曲川地区において、曲川の丙・乙はどこからが区切りかわからんとですよ。だからぜひ旧部落名・集落名を活用して頂いたらなと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうぞ、今村委員さん。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

10区でございますが、同じ敷地内に西部甲の778と西部丁の1151-1、丁と甲って違います。私の地所でございますが。だからそこら辺を考えまして、やっぱり南原とかそういう上、下南山そういう部落名も文化の一役とっております。結いの里もそうだと思います、ずっと小部落、集落で文化伝統も残っておりますので、ぜひこれを機に、少々のはかかるとは思います、後の郵便事業にしてもそうだと思います。集配の色々な面から考えて、十分に検討して、していただきたいと思っています。

○幹事（ 中村 敏則 ）

追加ですけれど、私も10区南原なんですよ。今のところ、私の住所が西部甲162番地1という地番です。通称町名で言えば南原なんですけど、希望としましては、有田町南原甲の162番地1という、ようするに西部をそういう風にして、例えば南山丁〇〇番地と言うようにして頂ければ。

土地についての番地、地番といいますけどこれはなかなか勝手に代えることができませんので、どうしても、通称町を使うにしても甲の何番とかいうのは、必ずその地番を使うのであれば、やはり土地についている地番は代えられないからということで、できたら今まで通りの甲の何番地というのは有田でも西有田でも残しておいた方が、ゼンリンの地図なんかそういう風な形で割り振りもしてあるからですね、そっちの方がいいのかなということで、なかなか地番というのは住居表示と違いますので勝手にはかえられないという事情があります。以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

私たちもぜひ、以前の1市2町そういう有田から陳情もあつたということも記憶しておりますし、西有田もさっきおっしゃったとおり、曲川の甲・乙・丙といつてもどこかわからんのですよ。だからむしろ、例えば曲川・北川内甲の何番地とかそういう形で、出して頂ければなという気がいたしております。できれば先ほどいいました通り、今日はこの町名・字名についてはこの協議会では一応保留にしまして、もう一回幹事会の方に持ち帰って頂いて、検討をさせたいと思うんですがいかがでしょ

うか。はい、ぜひ今の委員さん達の意向を組んで、ひとつ幹事会の方で知恵を絞って頂きたいと言う風に思います。それでは一応この件については継続ということで行きたいと思います。よろしゅうございますか。

はい、それでは協議第24号の町名・字名については継続と致したいと思います。

次に協議第25号介護保険制度について事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第25号 介護保険制度の取り扱いについて10ページでございます。

介護保険制度の取り扱い

1. 保険料は平成17年度に策定する第3期介護保健事業計画。

これは平成18年から20年までの3年間です。この年度中は各保険者の保険料のままとし、第4期介護保険事業平成21年から23年間の事業計画において、統一した保険料とする。

2. 納期は、西有田町の例による。

以上提案申し上げます。尚この介護保険制度の取り扱いにつきましては10月8日の第3回の任意協議会の方で確認をされております。住民代表の委員さんは不在でしたので、もう一度参考資料に基づき事務局担当より説明を致します。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

説明いたします。別冊参考資料が30ページになります。協議第25号 介護保険制度の取り扱いについて、上のほうに表をつけております。

所得階層別定額保険料ということで、第一段階から説明してまいりますと、第一段階におきましては有田町が2万3953円、西有田町が1万8138円。

第二段階で有田町が3万5930円、西有田町が2万7207円。

第三段階で、有田町が4万7906円、西有田町が3万6276円。

第四段階で、有田町が5万9883円、西有田町が4万5345円。

第五段階で有田町が7万1859円、西有田町が5万4414円といった状況で、各段階におきましても西有田町が低いといった状況でございます。

下のほうにいきまして、納期に若干の違いがあるようです。

31ページ、保険給付の内容等につきましては、差異はございません。調整内容と致しまして、保険料は、平成17年度に策定する第3期介護保険事業計画。平成18年から20年度中は各保険者（各町）の保険料のままとし、第4期介護保険事業計画平成21年から23年において統一した保険料とすると。納期は西有田町の例によるとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、ご質問・ご異議等ございませんでしょうか。何かございませんでしょうか。それでは原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第25号の介護保険制度につきましては原案通り承認することと致します。次に協議第26号 農林事業の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第26号 農林事業の取り扱いについて

1. 水田農業構造改革対策事業は、これまでの2町の取り組みを基本に、国の動向を踏まえ、合併

後速やかに調整する。

2. 農業生産組織育成事業は、西有田町の事業施策を基本に、合併後速やかに調整する。
 3. 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。
 4. 農業振興地域は、現行のとおりとし、新町において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
 5. 中山間地域等直接支払制度の次期制度は、国の動向を踏まえ、合併までに調整する。
 6. 農事無線は現行のとおりとする。
 7. 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
 8. 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
 9. 森林を守る交付金事業は、現行のとおりとする。
- 以上提案申し上げます。尚参考資料の基づき担当より補足説明します。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

説明致します。別冊参考資料32ページ以降になります。32ページ水田農業構造改革対策事業、米の生産調整事業ですけれども、上のほうから説明してまいりますと、平成16年度につきまして、水田面積、町内全域における水田の面積ですけれども、有田町で74.6ヘクタール、西有田町で579.2ヘクタール、作付確定面積ということで、実際に割り当てられた面積ですけれども、有田町で46.9ヘクタール、西有田町で401.9ヘクタール、その割合が有田町で62.8%、西有田町で69.4%。水稻作付面積、実際に作付を行った面積が、有田町で45.6ヘクタール、西有田町で396.1ヘクタール、達成率ということで割り当てに対する割合ですけれども、有田町で97.2%、西有田町で98.6%といった状況です。配分方法は共に地区配分となっております。転作重点作物が有田町で大豆、レンゲ、野菜、西有田町で大豆、飼料作物、そばといった状況です。地域間調整が、有田町で伊万里市との間で実施、西有田町が伊万里市と久保田町の間で実施ということになっております。調整内容と致しまして水田農業構造改革対策事業は、これまでの2町の取り組みを基本に、国の動向を踏まえ、合併後速やかに調整するとなっております。

続きまして33ページ農業生産組織育成事業ですけれども、西有田町におきまして、町独自の事業と致しまして結いの里づくり事業を実施されているといった状況になっております。調整内容は、農業生産組織育成事業は西有田町の事業施策を基本に、合併を速やかに調整するとなっております。

資料34から35ページが有害鳥獣対策事業ですけれども、「いのしし」等の有害鳥獣に対する駆除対策費になります。3番のところに事業費と致しまして15年度の実績を載せております。有田町で54万4590円、西有田町で97万1623円といった状況です。違いを35ページの課題問題点のところに明記しております。それぞれ補助率が異なっております。「捕獲檻」「くくりわな」に対しまして、有田町は基準額の1/2の補助、西有田町は1/4の補助、購入費との差額分を有田町は町負担、西有田町は受益者負担ということになっております。調整内容と致しまして、有害鳥獣対策事業は合併までに調整し、新町において定める。具体的対応策と致しまして、農協・猟友会等の協議が必要ということになっております。

36ページ農業振興地域ですけれども、平成15年度末現在におきまして、有田町で農業振興地域面積が425ha、西有田町で2991ha、内農業区域が有田町で163ha、西有田町で889haといった状況です。課題問題点のところで、新町において農業振興地域整備計画を策定する必要があるとなっております。調整内容は、農業振興地域は現行のとおりとし、新町において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整するとなっております。

続きまして37ページです。中山間地域等直接支払制度です。課題問題点のところに明記しておりますとおりに、現制度は平成16年度までの制度でございますけれども、その後国の制度改定の可能性があるといた状況です。調整内容と致しまして、中山間地域等直接支払制度の次期制度は国の動向を踏まえ、合併までに調整するとなっております。

38ページ農事無線です。西有田町のみ制度となっております。調整内容は、農事無線は現行のとおりとすると。具体的対応策と致しましては、防災無線等との調整・検討を要するといった状況です。

39ページ土地改良事業（町単独分）ですけれども、西有田町のみ農道及び農業用排水施設整備事業における町単独の補助金制度があります。調整内容といたしましては、農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

40ページその他の土地改良振興事業と致しまして、土地改良事業の分担金ですけれども、課題問題点のところに明記していますように、有田町は農地農業用施設災害復旧事業の農地以外は分担金の徴収は行っていないといった状況となっております。調整内容は土地改良事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

続きまして41ページ、県営土地改良事業負担金に係る分担金です。これにつきましても西有田町のみで、有田町につきましても徴収が行われていないといった状況です。調整内容は県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

42ページ林業関係の分担金です。これにつきましても、分担金を徴収しているのは西有田町のみということで、調整内容は林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

43ページ森林を守る交付金事業ですけれども、課題問題点のところにも明記しておりますとおりに、国の制度に基づく事業であり、両町ともに同じ取り組みを行っているという状況で、調整内容は森林を守る交付金事業は現行のとおりとするとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

はい、只今事務局から説明がありましたけれども、何かご質問等ございませんか。ございませんでしょうか。有田の方はよろしゅうございますか。ご意見等ないようでございますので原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第26号の農林事業については原案通り承認することと致します。

次に協議第27号 生涯学習・スポーツ事業の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第27号12ページでございます。生涯学習・スポーツ事業の取り扱いについて。

1. 公民館の対象区域は、現行のとおりとする。
2. 2町の町指定文化財は、新町の指定文化財とする。
3. 生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。
4. 2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。
5. 移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。
6. スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。
7. 協議スポーツ全国大会等出場費補助金は合併後速やかに調整する。
8. 青少年国外研修事業は、合併後速やかに調整する。

以上提案申し上げます。

尚これまで10月19日に第4回の任協で、1項目から6項目までは確認をされております。今回7項目と8項目二項目について、一部追加を致しておりますので、その追加分に限って説明を担当より行います。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

説明いたします。別冊参考資料が53ページ、追加分のみの説明をさせていただきます。

53ページが競技スポーツ全国大会等出場費補助金ですけれども、両町におきまして、それぞれ補助要項が定められておりますが、基本的に補助対象経費の1/3ということで同じ内容なんですけれども、西有田町におきましては、年度2回までとかいう制限がございます。1000円未満の切り捨て等、そういう風な文言が追加されているところが一部あります。調整内容と致しましては、競技スポーツ全国大会等出場費補助金は合併後速やかに調整するとなっております。

続きまして青少年国外研修事業です。2町で異なる海外研修事業が行われております。有田町につきましては、小学生を対象に韓国（慶州市）の研修がなされております。西有田町は、中学生を対象に英語圏の国ということで、16年度はニュージーランドの研修が行われているようです。調整内容と致しましては、青少年国外研修事業は合併後速やかに調整するという状況です。具体的対応策と致しまして新町全域の児童・生徒を対象に事業の展開を検討するといった状況になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局より説明がありましたが、これについてご質問等ございませんか。ありませんか。どうでしょうか。ないですね。

はい。それでは異議がないようですので生涯学習・スポーツ事業の取り扱いについては原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい。それでは協議第27号の生涯学習・スポーツ事業の取り扱いについては原案通り承認することと致します。

次に協議第28号 新町建設計画について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

協議第28号 新町建設計画について提案致します。新町建設計画については、小委員会にこれを付託するというので提案を致したいと思っておりますのでご審議よろしくお願い致します。尚参考資料を別冊の55ページに掲げております。この参考資料に基づき担当より説明いたします。

○計画調整班班長（川久保 常德）

別冊の55ページをご覧ください。若干新町建設計画とはどういったものかといったようなことを、ご説明をさせていただきたいと思っております。詳しくは小委員会の中でもっと詳しく説明する予定ですが、まず新町建設計画といいますのは、言い換えれば、新町のまちづくり計画といったようなものになります。

まず一番目に計画の趣旨・位置付けになりますが、合併特例法第5条の規定によりまして、合併協議会が作成および変更を行うものになっております。

2に合併に際し、住民や議会に対しての、新町の将来に対するビジョンを示し、合併の是非の判断材料になるものであります。新町において策定をします基本構想、いわゆるマスタープランについては、新町建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かす必要があるという具合になっております。

三番目、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、新町建設計画の作成が前提となります。この中に事業を盛り込むといったことが前提となっております。

四番目に計画に盛り込む内容は、新町の事業はもとより、県が実施する事業も含まれてまいります。計画の作成、変更にあたっては県知事への協議と同意が必要になってくるものであります。計画の内容としては合併特例法の中に例示がされております。

まず新町建設計画の基本方針、次に新町建設の根幹となるべき事業に関する事項、三番目に公共的施設の統合整備に関する事項、四番目に新町の財政計画、おおむね10年程度の財政計画が作られているのが通常の例になっております。その他の事項として両町の概況、主要指標の見通し等について記載、いわゆる将来の人口の見通しとか、高齢者人口の見通しあるいは産業構造あたりについての見通しなどについての概況を掲載するといったものが、合併特例法に掲載されている参考例といったものになります。

以上が「新町建設計画といったものはこういうものです」という説明になります。以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から新町建設計画の内容といたしまししょうか。概略と、それから小委員会に付託をしたいという提案がございました。これについて何かご質問ございますか。どうでしょうか。小委員会に付託するという事によろしゅうございますか。

はい、それでは異議がないようですので、新町建設計画については原案通り小委員会に付託することで承認いたしたいと思っております。

それではその他の件にはありますが、何か、委員の皆さんからご意見やご質問ございませんか。

今日の全般的なことも含めて結構でございます。何かございませんか。

ないようでしたら、事務局から他に。

○事務局長（福島 清人）

今日小委員会を作っていただきました。この後、閉会した後に、第一回の小委員会を開いて、委員長さん、副委員長さんを決めたいと思っておりますので、そのままお残り頂きたいという風に思います。

それと次回第三回の協議を11月28日日曜日になりますけれども、午前9時30分から当会場で開催を致したいと思っておりますので、委員の皆さん方は日曜日は、大変ご多忙のところかと思っておりますけれども、ひとつ出席方よろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

日曜まで、皆さんお借りだしということになって、「ちょっと事務局も大変ひどいなー」と思っておりますけど。(笑い)。出来れば同じ日に時間の前後を取りながらやるということになると思います。そうしないと、またわざわざみなさんに出て頂くのも大変でしょうし。

何かございませんか。

ないようでしたらこれで終わりたいと思っておりますけども、非常に皆さん方には、それぞれ、お忙しい中にこういった形で、日曜までお願いするということになります。盛りだくさんの協議事項になりまして、非常に申し訳ないと思っておりますが、出来るだけひとつご審議の程、いろんなご意見も出して頂いて、ひとついい形で審議を進めて行きたいと思っております。今日は本当に大変お疲れでございました。ありがとうございました。

閉 会 （ 15時28分 ）